

国際会計基準審議会（IASB）との第６回定期協議報告

１．日時 平成 19 年 9 月 27 日（木） 9 時 00 分 ～16 時 30 分

9 月 28 日（金） 9 時 00 分 ～12 時 00 分

場所 IASB 内会議室

２．出席者

IASB: Tweedie 議長(27 日午後～)、McGregor 委員(27 日)、山田委員、Hickey ディレクター、Upton ディレクター、

Teixeira シニアプロジェクトマネジャー、Rees シニアプロジェクトマネジャー、

Buchanan プロジェクトマネジャー、Pitman プロジェクトマネジャー、

大澤ビジティングフェロー

ASBJ: 西川委員長、新井委員、野村委員(27 日)、秋葉主席研究員、荻原主任研究員、

豊田主任研究員、山中専門研究員

３．会議スケジュール及び議題

会議スケジュール	議題
9 月 27 日（木）	
9:00-10:45	個別プロジェクト（SPEs を含む連結の範囲に関する議論）
11:00-12:45	個別プロジェクト（負債と資本の区分に関する議論）
14:00-14:30	今後のスタッフ・ワーキングの進め方について
14:30-16:00	ASBJ の活動のアップデート（ASBJ のプロジェクト計画及び個別プロジェクトのアップデートについて）
16:10-16:30	今回の定期協議に関するプレスリリース、次回会議のスケジュール確認
9 月 28 日（金）	
9:00-10:00	IASB の活動のアップデート（IASB の Work Plan 及び個別プロジェクトのアップデートについて）
10:10-11:40	個別プロジェクト（収益認識に関する議論）
11:40-12:00	今回の定期協議に関するプレスリリースの最終確認

４．議事内容

（１） SPEs を含む連結の範囲に関する議論

ASBJ 側より、次のトピックに関する ASBJ 側の理解を説明し、IASB 側と意見交換を行った。

① 「支配」の定義について

- 従来、連結の範囲は、企業が連結対象となるか否かという点で議論されてきたが、現在、IASB が検討している支配アプローチは、連結の範囲を超えて用いられる広い概念を想定している。

このアプローチにおける支配の対象は、企業自体ではなく、企業の資産と負債を対象とするものである。企業の資産及び負債に対する支配の有無を考える場合、企業の資産及び負債に対する排除権（exclusive rights）を有しているか否かを検討することになるが、資産の考え方とは異なることから、負債に対する排除権、支配の表現はふさわしくないと思われる。この点において、IASB 側も合意し、負債に対する支配の考え方については引き続き検討が必要であるという認識に達した。

- 支配が成立するための要件としてパワー規準を考えた場合、企業の資産と負債に対するパワーは、投資者がその企業の財務及び営業の方針を指示するための排他的な能力（戦略的なパワー（strategic power））を有しているときに達成される。この場合、企業の財務及び営業の方針を指示するために必要な排他的な能力には、重要な組織再編や（所有と経営が分離している中で、業務執行の決定を行う）取締役の選任解任に関する議決権が含まれる、という ASBJ の見解を示した。

これに対し、IASB 側からは、次のようなコメントがあった。取締役を選任解任する能力は株主が保有しているため、連結対象として事業形態を想定した米国では、議決権にフォーカスして戦略的なパワーを考えているが、IASB では議決権といった具体的な規準ではなく、汎用性のある規準を策定していきたいと考えている。また、支配を否定するためには、拒否権は、むしろ通常の事業における意思決定や財務及び営業の方針の意思決定に関連するが、それは日常の業務を指すものではない。さらに、実務上、連結する必要のない資産・負債まで連結することがないように、支配の推定に対する反証例について検討し、反駁方法のガイドラインを提供する必要があると考えている。

② オートパイロット（自動操縦）について－「支配」と「リスク経済価値」について

- 伝統的な支配概念は、企業が戦略的なパワーを有していることと同義であり、わかりやすいように用いている。また、これと対比するために、事実上の支配概念（de facto control）という表現も用いているがこれも本来、「支配」の中に含まれるものである。
- IASB スタッフが開発している「単独の」支配モデルは、「2 ステップ」モデル¹と整合的であり、この支配モデルは、米国のアプローチ（通常の企業体は ARB51 によって、VIE は FIN46(R)によって連結の要否を判断するアプローチ）と概ね同じと考えられる。しかし、FIN46(R)では「サイロ」と呼ばれる区分を用いるのに対し、提案されているモデルでは、サイロのように予め定められた枠で持分を識別するのではなく、企業に対する持分に関連させてそれぞれの権利と責任を識別しようとするものと考えられる。
- 上記の ASBJ の見解に対し、IASB 側からは次のコメントがあった。米国では極端なオートパイロットを想定しているのに対し、IASB ではジョイント・ベンチャー契約のように、当初の契約

¹ 2 ステップモデルとは、①まず、伝統的な支配モデルにより支配の存在の有無が評価され、その結果、伝統的な支配モデルの下で支配力を持つと判定された当事者が企業を連結することになる、②次に、伝統的な手段によって支配を確立できない又はすべきではない場合には、個々の投資家は、各自の当該企業に対する持分にかかる権利と義務とを認識する、というアプローチである。

で定められた契約上の権利・義務に基づいて、持分に関連したそれぞれの権利と責任を識別しようとするものである。従来、当初の契約に従い持分に関連した権利・責任の識別の方向性が定まっていることを、投資銀行家は‘lock box’に例えていたが、市場における信用危機に対処するべく、lock box を開けて当初の契約内容の見直しを行うようになった。特に、CDO(Collateralized Debt Obligation)のような証券化商品の場合は、商品に対する持分・証券化の対象となっている原資産の判定に際し、事例ごとの検討が重要と考えられる。パートナーシップや信託のような法人格のないものを誰も支配していない場合で、各々の投資者は持分比率に応じて共有の資産及び負債の一部を有しているが、投資者に帰属する損益は、その資産及び負債と比例していないとき、技術的に、損益計算書と貸借対照表の間に相違が生じるが、この相違をどのように処理するか、といった論点については、引き続き検討していきたい。オートパイロットの議論は、10月のFASBによるエジュケーション・セッション及び11月、12月におけるボード会議で予定されている。

③ 支配概念の受任者への適用について

- 信任関係の存在が明確な場合、受任者は原則として支配の要件を満たさないという考え方は現時点では日本にはないが、今後、検討対象とする予定である。この場合、受任者が信任関係のもとで便益を受け取る当事者（委任者）によって選任・解任されるのであれば、潜在的な支配者はパワー規準を満たさないのではないかと考えている。さらに、GP-LP ストラクチャーに関する現行の米国基準と、IASB スタッフによる開発中のモデルとの相違についての理解を説明した。
- 上記に対し、IASB 側からは、IASB も SFAS 第 140 号を含め、約 30 年間、Active Agenda として進められている FASB のプロジェクトには関心を持っており、FASB の動向をモニタリングし、引き続き、FASB の動向を参考に検討を進めていきたいとのコメントがなされた。

④ 潜在的議決権について

- 企業 A に対して企業 B が 100%所有持分を有しており、企業 C が企業 B の持分証券に対して行使可能なオプションを保有しているケースにおいて、企業 C の企業 B に対する戦略的なパワーの有無をどのように判定するかについては、慎重な検討が必要である。
- 上記 ASBJ の問題提起に対し、IASB 側からは次のようなコメントがなされた。オプション保有者が十分なオプションを保有しているケース（オプション保有者が保有しているオプションを行使した場合、他の企業を支配することが推定される十分なオプション保有のケース）であっても、それだけをもってオプション保有者が他の企業に対するパワー規準を満たすとは言えず、他の事実や状況と併せて検討する必要がある。つまり、潜在的議決権の行使がその保有者にとって経済的に有利な状況か否かということは、パワー規準が満たされるか否かの評価とは関係がない、という現在の IASB ボードの見解が示された。

さらに、次の点について IASB 側より説明がなされた。

⑤ 事実上の支配概念（‘de facto control’）について

連結プロジェクトの審議の過程において、IASB ボードは、議決権の過半を所有していない

Minority Interest Holder に他の企業の議決権の過半数を与えるような公式な取り決めがない場合、Minority Interest Holder が他の企業を支配する可能性があるという見解を確認した。例えば、ある会社が分割後上場し、小規模な製造業を営む会社である場合、生産物に対する Dominant Supplier Agreement を締結している Supplier は、その会社に対する議決権が少数持分で仮にゼロパーセント持分保有者であったとしても、Supplier Rights をもって会社を支配しているとみなされる可能性がある。IASB ボードは、支配の判定には専門的なスキルと判断が要求されることから、Minority Interest Holder が会社を支配するか否かを判定する際に必要となるインディケーターや状況のタイプに関するガイダンスを、ディスカッション・ペーパーに含める予定である。

⑥ 投資会社に対する支配概念の適用について

現行の米国のプラクティスにおいて、投資会社は連結の対象外とされている一方、IASB スタッフが開発中のモデルにおいては、投資会社であっても支配概念のもとで子会社に該当した場合には、情報の有用性を考慮し、連結財務諸表に含めるべきとされている。ただし、IASB のスタッフは、関係者の意見を考慮し、投資会社と他のグループ会社間の内部取引を消去した後、一般的な子会社を連結する場合のように子会社の資産・負債をグロスで連結財務諸表に含めるのではなく、子会社と他のグループ会社間の内部取引を消去後、ネット・インベストメントとして一つの 'class' に表示する方法を考えている。

日本でも投資会社に関する議論を行っており、マーケット関係者の多くは米国のモデル（投資会社を連結対象外とする考え方）を支持しているが、IASB スタッフモデルによった場合でも内部取引がない場合、ネット・インベストメントと同じになるため、いずれにおいても連結財務諸表の経済的実態に重要な相違がないという見解が示された。

（２） 負債と資本の区分に関する議論

ASBJ 側より、現行の日本基準における負債と資本の区分に関する取扱いを説明し、IASB 側と意見交換を行った。

① 現行の日本基準における負債と資本の区分について

- 現行の日本基準では、資産に該当するものを資産の部に計上し、負債に該当するものを負債の部に計上し、資産と負債の差額を純資産としている。純資産の部のうち、資本に該当するものを株主資本として計上し、いずれにも該当しない、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分を純資産の部のうち株主資本の区分以外にそれぞれ区分掲記することとされている。これに対し、IASB 側より、株式を買い戻す場合の処理に関連して、新株予約権が借方に計上されるケースがあるかという質問があり、新株予約権には、法律に従ったワラントや売建てのコールオプションが含まれ、これらは性質的に負債科目であるため、借方計上されることはないという説明を行った。
- 日本基準と IAS 第 32 号と FASB の 3 モデル²を比較することで、普通株式、優先株式、新株予約

² FASB の 3 モデルとは、所有アプローチ 'Ownership Approach'、所有/決済アプローチ 'Ownership-Settlement Approach'、および REO アプローチ 'Reassessed Expected Outcomes Approach'のことを

権、転換社債、少数株主持分が、各々において負債又は資本のいずれに区分されるのか説明された。この中で、負債・資本の表示と会計処理は区別されており、新株予約権のように、日本のモデルでは負債ではなく純資産の部に表示される科目であっても、オプションを行使せずに期限が満了した場合には利益計上されており、また、少数株主持分については、改訂後 IFRS 第 3 号に合わせるように今後、会計処理を見直す必要があるという見解が示された。

- IASB 側より、転換社債をワラントと社債に分割処理した場合の測定方法について質問があった。これに対し、現行の日本のプラクティスではそれぞれに分割処理するケースは少ないが、分割処理した場合の測定方法は、ワラント部分は純資産の部の一項目ではあるが資本そのものではないので時価評価はせず、社債は普通債と同様に時価評価を行う、という回答を行った。

IASB 側より、IAS 第 32 号における負債と資本の区分に関する取り扱いの説明がなされ、これに対し意見交換を行った。

② IAS 第 32 号における負債と資本の区分について

- IAS 第 32 号では、まず、負債を特定したうえで残りの部分を資本に分類する。現金若しくはその他の金融資産を他の企業に譲渡する契約上の義務（または、企業にとって潜在的に不利な条件のもとで、金融資産若しくは金融負債の他の企業との交換）が金融商品に含まれている場合、その金融商品は負債に分類される。
- IAS 第 32 号に関連する論点として、3 つの論点が紹介された。一つには、基準の中の特定のルールが適用できないような商品のケースでは、ルールの適用にあたって不確実性が発生し、その例としては、‘fixed for fixed’ ルールを自社の株式の引渡しが含まれる契約に適用する場合が考えられる。二つ目には、IAS 第 32 号に従って分類した結果、商品の適切な表示が担保されないケースであり、その例としては契約通貨と決済通貨が異なるような商品は IAS 第 32 号上、負債に分類されるが、多くの関係者はその商品の性質は資本と認識している。三つ目には、概念上のコンフリクトである。この論点には、株式決済型の契約を負債として認識するか、未履行契約をいかにも既に決済されたかのように処理するのかといった議論が含まれ、その例としては、企業の株式を用いた売建てのプットオプションや先渡し購入契約が考えられる。

③ プッタブル金融商品（企業の純資産の比例持分の公正価値でプットできる金融商品）について

プッタブル金融商品の場合、すべての投資家にとってプッタブルであり、会社が株式の買い戻し義務を負っている（強制的な義務ではなく、オプション的な義務）。この商品が額面金額で返還される場合は負債に分類され、残余請求権に対して同じ条件で返還される場合には、資本に分類される可能性があると考えられる。また、株式の買い戻しを行う際、理論的には純資産の比例持分の公

いう。所有アプローチは、企業の所有者と当該所有者によって利用可能な純資産に影響を及ぼす商品を識別することを目的としており、このアプローチのもとでは現在の所有者持分が資本となり、3 つのアプローチの中で一番狭く資本を捉えるアプローチである。所有/決済アプローチは、資本商品と資本要素を相手方に対する決済義務の存在とペイオフの性質に基づき識別することを目的としており、資本には報告企業の現在及び将来の所有者持分が該当する。REO アプローチは、経済的に同質な商品と整合的に会計処理を行うことを目的としており、資本商品には、企業のパフォーマンスに基づく投資リターンを提供するものが該当する。

正価値でプットすることになるが、企業の純資産が全面的に時価評価されていない場合には、簿価ベースの純資産の比例配分額と公正価値ベースの純資産の比例配分額との間に差額が生じることになり、この差額の処理について問題提起がなされた。これに対し、ASBJ 側より次のような意見が述べられた。ミューチュアル・ファンドのように、のれんが認識されず、ファンドの純資産の簿価が公正価値とイコールの場合には、比例配分に際しこのような問題が生じないが、示唆されているような純資産の簿価と公正価値が異なる場合の取り扱いが難しく、検討を要すると思われる。

④ 無期限商品について

無期限商品は、Ownership モデルと Ownership-Settlement モデルのいずれを適用した場合においても資本に分類され、REO モデルを適用した場合には、直接所有商品 (Direct Ownership Instruments) でない無期限商品は負債に分類される。この場合、直接所有商品でない無期限商品は負債の要件を満たさないにも関わらず負債に分類されること、また直接所有商品と無期限商品の判別が難しいといった問題が生じる。

⑤ REO モデルにおける間接所有商品について

REO モデルにおける間接所有商品 (Indirect Ownership Instruments) に関連して、次のような問題提起がなされた。一つ目には、企業の持分証券に係るデリバティブは資本とみなすべきかどうか、二つ目には、商品の決済方法は負債ならびに資本の分類に係るのか否か、という問題に対し、デリバティブには反対売買が容易にできるという要件があるため、資本とみなすことは適切ではない、そして決済の方法は恣意的になりがちであることから、決済の方法を負債ならびに資本の分類に係ることは適切ではない、というコメントが述べられた。

⑥ 負債と資本の区分と財務報告の目的との関連性について

最後に、ASBJ 側から、負債と資本の区分は、財務報告の目的である利害関係者の有用な意思決定に関連するため重要である旨が述べられた。負債と資本の区別は、会計上の利益 (Profit) の重要な決定要因となる。利益は基本的に、過去の成果を表すが、一般的に、企業価値を見積もるうえでのベースを提供することから将来キャッシュ・フローの予測に用いられる。利益情報に重点を置くことは利益を生み出す資本情報に注目することを意味することから、財務報告の目的達成にとって資本情報が重要であることは、負債と資本の区分が重要である理由を示しているといえる。

(3) 今後のスタッフ・ワーキングの進め方について

- ・財務諸表の表示、収益認識、負債と資本、金融商品、連結の 5 つのプロジェクトを優先して検討を進めていく。その場合、各プロジェクトの担当者を双方明確にした形で取り組む。
- ・スタッフ間でコミュニケーションを図る場合、必ずしも全面的にボードの見解を代表するものではなく、それぞれのボードのスタッフの意見であることを前提とする。
- ・IASB スタッフから、2008 年 1 月のボード会議の前にアジアを訪問する機会があるので、そのときに ASBJ に訪問して、スタッフ間のコミュニケーション・プロセスについて話したいという提案がなされた。
- ・Tweedie 議長からは、電話会議ではボードメンバーの反応を含め双方の状況が見えないので、ビデ

オ会議の導入も検討したらどうかという提案があった。

- ・ IASB からのインプット情報として、テクニカル・プランのドキュメントや IASB ボード会議で使用するオブザーバー・ノート等を ASBJ に提供するが、入手した資料の取り扱いが厳重注意の対象となる。

（４） ASBJ の活動のアップデートについて

ASBJ のプロジェクト計画の説明を行ったうえで、計画に基づいて進められている主なプロジェクトにつき ASBJ の活動のアップデートを行った。ASBJ の活動のアップデートでは、現行の会計基準間の主な差異（日本基準、国際財務報告基準、米国基準間の差異）を特定したうえで、これらの差異を解消するためにプロジェクトで検討している論点を説明し、また既に公表された公表物や今後の公表予定を紹介した。

① ASBJ のプロジェクト計画について

- ・ IASB と ASBJ の共同プロジェクトでは、現行の日本基準と国際財務報告基準(IFRS)間の差異を解消するにあたり、全体像アプローチを採用している。
- ・ 既に完了したプロジェクトとして、棚卸資産の評価、関連当事者開示、会計方針の統一（在外子会社）、新株発行費、リース、四半期開示、SPE 開示を紹介した。
- ・ 概念フレームワークについては、改訂後の論点整理を 2006 年 12 月に公表したこと、引き続き IASB/FASB のジョイント・プロジェクトに積極的なコメントを提供していきたい旨を述べた。

② ASBJ の活動のアップデートについて

現在進められている主なプロジェクトとして、資産除去債務、セグメント別報告、工事契約、無形資産（研究開発費を含む）、金融商品の公正価値開示、特別目的事業体（連結及び開示）、過年度遡及修正、及び企業結合のプロジェクトについて活動のアップデートを行った。これらのプロジェクトに関連して、以下のような議論が行われた。

- ・ 資産除去債務の公正価値の測定方法：

（IASB）負債の公正価値の測定方法という意味で退職給付債務でも同様の議論があり、パフォーマンス・リスクの取り扱いは意見が分かれている論点の一つであるが、これについては公正価値測定プロジェクトで検討していく予定である。現時点において負債の公正価値を測定するにあたり、分子は信用リスクを調整しないキャッシュ・フローの金額を用いており、信用リスクは分母の割引率で調整する方向で議論が行われている。

信用リスクの負債の公正価値測定での取扱いについて、IAS 第 37 号では含まれておらず、改正案でも含まれているかどうか説明されていないが、IAS 第 36 号に FASB の CON7 を引用した一般的なガイダンスが含まれている。借入金のようにカウンターパーティの信用リスクを考慮する場合と異なり、資産除去債務の場合はカウンターパーティがいないため、測定方法を同様に扱うことは難しいかもしれない。

（ASBJ）信用リスクが高いほど資産除去債務の金額が小さくなり、結果として自己資本比率などに矛盾が生じることから、退職給付債務の測定方法と同様に、分子・分母いずれも信用リスクを調整しない方法が有力説である。

- セグメント情報の測定方法について：

（IASB）IASB と FASB の財務諸表の表示プロジェクトにおけるセグメント情報の測定方法の問題があるが、プロジェクト自体初期段階でディスカッション・ペーパーも公表されていない。マネジメント・アプローチは投資家にとって有用な情報ではあるが、比較可能性を犠牲にしたアプローチである。IFRS 第 8 号は、欧州委員会、作成者サイド、企業のガバナンスに懸念を有している利用者サイドの支持を得ている。

- 無形資産プロジェクトについて：

（ASBJ）内部創設の開発費と企業結合で取得した仕掛研究開発費の取り扱いは、無形資産プロジェクトで検討を進めており、2007 年度末までにはディスカッション・ペーパーを公表する予定である。一方、利用期間が未確定の無形資産の取り扱いについては、減損プロジェクトで検討していく予定である。

（IASB）購入研究開発費（企業結合で取得した仕掛研究開発費）は取得当初、公正価値評価するという点で IAS 第 38 号の取り扱いと矛盾しているが、そもそも IAS 第 38 号に改善の余地があると考えている。開発費は、日本基準、米国基準いずれも費用処理の対象としているが、IASB は、現行の資産計上の処理を費用処理に変更することは考えていない。

- 金融商品の公正価値開示におけるリスクの開示について：

（ASBJ）現在の議論において、流動性リスクと集中リスクについては開示対象とすることで合意されているが、マーケット・リスクについては会計情報とは異なる性質の開示内容であることや監査の実効性を理由に、開示対象とはしていない案を示している。

（IASB）9 月 25 日、26 日にニューヨークで開催された Financial Stability Forum において、金融機関の破綻をはじめとする最近のグローバル金融市場の低迷に伴い、マネーマーケット、クレジットマーケットにおける流動性評価に対する懸念が紹介された。また、ASBJ の公正価値の測定方法に関するガイダンスについて質問があり、これに対し ASBJ は、企業に対し公正価値の測定方法をプラクティカルな方法で開示することを要請するために、公開草案の中では例示を用いて紹介している旨を説明した。

- 過年度遡及修正に関する検討状況について：

（ASBJ）2011 年に向けて、廃止事業の論点を含めプロジェクトをフェーズに分けて進めていく予定である。プロジェクトを進めるにあたっては、金融商品取引法関係規則との調整などが必要となる旨も説明した。

（５） IASB の活動のアップデートについて

2007 年 9 月時点における IASB Work Plan と併せて、アジェンダ・ペーパーで紹介されたプロジェクトは以下の通りである。

➤ 短期コンバージェンス・プロジェクト

- Government Grants (Amendments to IAS20/Emission Rights)
- Joint Ventures
- Income Tax

➤ その他のコンバージェンス・プロジェクト

- Consolidation
- Fair Value Measurement
- Financial Statement Presentation
- Revenue Recognition
- Post-Employment Benefits
- Leases

➤ 概念フレームワーク（フェーズ A～D）

➤ その他の関連プロジェクト

- Small and Medium-Sized Entities
- Insurance Contract (Phase II)
- Liabilities (Amendments to IAS37)
- Financial Instruments - Classification of Financial Instruments Puttable at Fair Value
- Earnings Per Share
- Cost of an Investment in a Subsidiary on First Time Adoption of IFRSs(IFRS1)
- Share-Based Payment: Vesting Conditions and Cancellations (IFRS2)
- Amendments to IAS24 *Related Party Disclosures*

➤ リサーチ・アジェンダ

- Derecognition
- Financial Instruments Due Process Document (DPD)
- Intangible Assets
- Liabilities and Equity
- Management Commentary
- Extractive Activities Research Report

上記のうち、次のプロジェクトについて説明がなされた。

① Income Tax プロジェクトについて

プロジェクトに関する意思決定は終了しており、2008 年 1 月に公開草案を、2009 年 1 月に基準の公表を予定している。

② Financial Statement Presentation プロジェクトについて

フェーズ B については、この 2 年程、FASB と IASB のジョイント・プロジェクトで検討してきており、2008 年第 1 四半期にディスカッション・ペーパーの公表を予定している。

③ Post-Employment Benefit プロジェクトについて

FASB はプロジェクトのフェーズ I で SFAS 第 158 号を公表することにより、貸借対照表から

Smoothing Mechanism³を排除している。IASB は、2006 年にこのプロジェクトをアジェンダに加えて以降、プロジェクトのフェーズ I では、IAS 第 1 号における現行の表示フレームワークの枠内において（Financial Statement Presentation プロジェクトを考慮しつつ）、事業主が提供する退職後給付コストの損益計算書における表示を検討しており、Smoothing Mechanism の排除については引き続き検討を進めていく。2007 年末にフェーズ I に関するディスカッション・ペーパーの公表を予定している。

④ Lease プロジェクトについて

既にワーキング・グループを立ち上げて、2 か月に 1 度のペースで議論を行っている。論点としては、主にリースに関連する権利・義務の認識及び測定に関する議論である。議論では、従来のように、オペレーティング・リース契約、ファイナンス・リース契約に区別するのではなく、すべてのリース契約を対象としている。また、リース契約の延長、期限前の解約、契約の更新といった財務的特性を有する複雑な取引についてもさらに検討が必要である。ディスカッション・ペーパーの公表にはあと 1 年位を要すると思われる。

⑤ Conceptual Framework プロジェクトについて

現在活動中のプロジェクトは、フェーズ A（財務報告の目的及び質的特性）、フェーズ B（構成要素及び認識）、フェーズ C（測定）、フェーズ D（報告企業）の 4 つのプロジェクトである。

フェーズ A の公開草案は 2007 年末前後を予定している。検討すべき主な論点は、一般に利用可能な外部財務報告の目的に関する議論の進展をディスカッション・ペーパーに反映させることであり、中でも Stewardship のために別個の目的を設定すべきと主張する関係者により提起されている論点への対応である。

フェーズ B（構成要素及び認識）については、IAS 第 37 号のプロジェクトチームと連携を図りながら議論を進めているが、まだディスカッション・ペーパーを公表できる段階ではない。

フェーズ C（測定）については、香港、ロンドン、ノーウオークにおいて円卓会議を行ってきた。Milestone I（測定属性の選択）は、2007 年 4 月に完了しており、現在は Milestone II（財務報告の目的を満たす測定属性の評価）が進行中である。今後、Milestone III（測定属性の財務報告での利用方法）に関する審議を行い、ディスカッション・ペーパーは 2009 年上半期に公表の予定である。

フェーズ D（報告企業）のプロジェクトは、ニュージーランドの基準設定主体のサポートを受けて、企業の定義について検討中である

⑥ Insurance Contract プロジェクトについて

現在、ディスカッション・ペーパーに対するコメントを受け付けており、既に入手したコメントとして、Day 1 gain/loss の認識に批判的なコメントや取得コストに関するコメントがあり、今

³ SFAS 第 158 号では、貸借対照表から Smoothing Mechanism を排除することで、貸借対照表上に退職後給付プランの積立状況の開示が要求されている。これにより、従来計上の対象外とされていた、数理計算上の差異、過去勤務債務、移行時差異等の未認識残高が貸借対照表計上の対象とされた。一方、損益計算書からの Smoothing Mechanism の排除には、年金資産に係る期待リターンや数理計算上の差異の遅延認識の廃止が含まれる。

後検討していく予定である。

⑦ Liabilities プロジェクトについて

このプロジェクトでは、IAS 第 37 号の改訂に関連して、負債とビジネスリスクとの区別、待機債務、現在義務の実在性や訴訟に関する不確実性といった、負債の実在性に関する再審議を行っている。今後、負債の実在性に関する再審議終了後は、負債の測定に関する再審議が提案されている。現在のプロジェクトの状況を考慮すると、改訂後基準の公表は 2009 年年初になると思われる。現在債務の不確実性に関連して、ASBJ 側より、現行の Probability の概念はかならずしも支持するものではないが、負債の実在性を判断する際の基準値として残した方がよい、というコメントがなされた。

⑧ Small and Medium-Sized Entities について

各基準設定主体からの要望を受けて、公開草案の期日を延長し、2007 年 11 月 30 日とした。

⑨ Derecognition プロジェクトについて

現行の基準が実務で有効に機能していないため、FASB-IASB 共同でリサーチ・プロジェクトを進めていきたいと考えている。スタッフ・リサーチ・レポートの公表は 2007 年度末までを予定している。

⑩ Financial Instruments Due Process Document (DPD) について

現行の基準は、ヘッジ会計、減損会計に関連して、一部の資産・負債がヒストリカル・コストで評価されていることなどから、ミスマッチが生じており、この Mixed Attribute Model を簡略化することを目的としている。DPD のスタッフによる作成は 2007 年 9 月までに予定されており、DPD は 2008 年第 1 四半期末までに公表される予定である。

⑪ Intangible Assets プロジェクトについて

IASB, FASB の両ボードは、プロジェクトで検討すべきスコープとスケジュールを 2007 年 12 月までに決定する予定である。現時点において、プロジェクトのスコープについては、企業結合以外で取得した識別可能無形資産の当初取得時の会計処理、及びすべての識別可能無形資産の取得時以降の会計処理を検討対象とし、のれんの当初取得時と取得時以降の会計処理は検討対象外とすることで既に合意されている。今後、プロジェクトを進めていく上で、CFA Institute のサポートが期待される。

⑫ Liabilities and Equity プロジェクトについて

FASB の Preliminary Views Document (PV) は 2007 年第 4 四半期に公表が予定されており、IASB は FASB による PV の公表後、速やかにディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

（６）収益認識に関する議論

ASBJ 側より、①プロジェクトで取り上げる収益の範囲、②公正価値モデルと顧客対価モデルの重要な相違と考えられる Selling Revenue の問題、③さまざまな収益認識のあり方をどのように統一的に理解するかという共通する課題について ASBJ が概念フレームワークの討議資料において「投資のリスクからの解放」という概念を用いた試みの紹介、という 3 つのトピックを取り上げ、IASB 側と意見交換を行った。また、IASB 側からは、主に公正価値モデル (Fair Value Model) と顧

客対価モデル（Customer Consideration Model）として検討されている内容についての説明が行われた。

① 収益の定義について

IASB の現行のフレームワークにおいて、Revenue は、企業の「通常の活動」の過程において発生するものとされているが、現在進行中のプロジェクトでは、この考え方を放棄し、Revenue とは、契約を基礎とするという考え方がベースとされている。従って、金融投資から生じる対象金融資産の公正価値の変動によるものは、一義的にはプロジェクトの範囲には含まれていない。但し、特に公正価値モデルの検討の中で、同じ資産・負債について、契約をベースにするものと、そうでないものとの間で（例えば、契約締結後に取得した棚卸資産と、見込みベースで取得した棚卸資産）ドラスティックに異なる取り扱いをしてよいのかという疑問が提起されており、未だ、範囲についても結論が出ていない状況である。

Revenue には二つの概念があり、一つは、Revenue は財・サービスの提供といった企業の活動にリンクした Customer Contract の枠外でも発生するという広義の概念であり、二つ目の概念は、Revenue を Customer Contract に関連付けた考え方である。二つ目の考え方は、資産・負債の増減（資産の増加・負債の減少）から Revenue が生じるという狭義の概念であり、Revenue を Production Income と位置づけた考え方とも言える。これら二つの概念のうち、現時点において IASB スタッフは、前者の広義の概念がより良く Revenue と Gain を区別することができるという見解が示された。

② Selling Revenue について

IASB 側より、次の点が説明された。公正価値モデルと顧客対価モデルとの主な相違点は、Selling Revenue、つまり Day One Gain/Loss が生じるか否かという点である。公正価値モデルでは、契約したという事実、つまり、顧客獲得コストといった契約に至るまでのコストを見積もって、その分高く契約価格を設定している事実を表すそうとしている。言い換えれば、この契約価格というのは、顧客が契約を締結するためにいくら払ってくれるかという契約時点における Exit Price であり、保険契約でいうところの Insurance Commission を含んで設定された契約価格に相当すると考えられる。

③ 投資のリスクからの解放について

ASBJ 側より、収益認識に関連して、「投資のリスクからの解放」について次の説明がなされた。これは、IASB/FASB の収益認識プロジェクトを開始したそもそもの目的が、さまざまな収益認識のあり方を統一的に説明しようとするところにあり、ASBJ も同じ課題を、「投資リスクからの解放」という概念を用いて説明を試みている。また、この考え方は、視点は異なるものの、IASB の顧客対価モデルの Performance Obligation⁴による説明と類似していることも確認された。

⁴ 「投資のリスクからの解放」を説明するにあたり、ここでは Performance Obligation を、供給者が顧客に製品、サービス、権利を創出し、これらを顧客に提供することを約束する法的拘束力のある契約という意味で用いている。

投資家の財務諸表利用目的が、投資対象である企業の将来キャッシュ・フローを見積もることにあることから、認識・測定方法は投資の種類に関連付けて検討する必要がある。投資は、金融投資 (Financial Investment) と事業投資 (Non-Financial (Operating) Investments) に分類することができ、いずれも投資家の事前の期待が事後の投資成果に転換されるプロセスを用いて説明することができるが、金融投資と非金融投資の相違は、このプロセスの相違をもって説明することができる。Performance Obligation に関連づけてこれらの投資の相違を説明すると、金融投資の場合、投資を保有し売却する際の Performance Obligation は存在せず、金融投資の市場価格の変動が、その発生時において金融投資所有者が認識すべき Revenue や Gain (若しくは Expense や Losses) となる。

一方、非金融投資の場合、投資に対する事前の期待が事後の成果として実現した時点で、Performance Obligation が解消され、Revenue や Gain が認識されることになる。

工事契約に関する収益認識に関連して、工事進行基準をいかに正当化させるかという論点があるが、この点に関し、ASBJ 側より、次のような見解が示された。

事前の期待成果の不確実性が完全とはいえなくてもほとんどの部分において解消されているとみなされる場合には、その投資はリスクから解放されていると考えることを考慮すると、契約の Performance Obligation の最も重要な要因である、顧客に対し資産を建設するという法的拘束力のある契約に関する Performance Obligation は、工事契約の各段階においてこの投資に対する事前の期待が実現する都度解消すると考えられる。この工事進行基準の考え方は、商品、サービス、権利の顧客に対する提供といった法的拘束力のある契約のケースにおいて、契約の Performance Obligation の最も重要な要因が商品等の受け渡し時点において解消されるケースと対比して考えることができる。

5. 次回の開催日程

次回の定期協議は、来年４月８日、９日において東京で開催予定である。

以 上